

緊急地震速報受信装置等

を導入した事業者等に係る

固定資産税を減額

します。

内閣府では、対象地域において、地震防災上の措置が必要と認められる施設・事業等を管理・運営する事業者が導入した以下の設備について、固定資産税の課税標準を3年間2／3に軽減する特例措置を講じています。

税制優遇の対象資産イメージ（以下①～④が特例対象）

※②～④については、①と同時に設置される場合に限る。



①緊急地震速報受信装置

【受信】 気象庁発表の緊急地震速報を受信
【算出】 設置場所ピンポイントでの
予測震度・揺れの到達時間を算出等
【制御】 緊急遮断装置等の関連設備を自動制御

制御

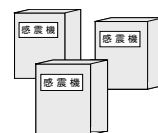
制御



②報知装置

③緊急遮断装置
(遮断弁を作動させ危険物
等の流出を防止)

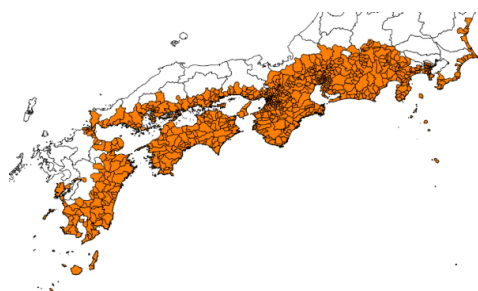
制御



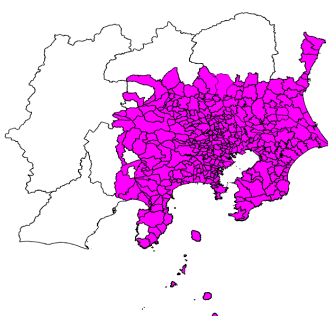
④感震装置 (P波を検知)

税制優遇の対象地域（令和4年9月30日以降）

南海トラフ地震
防災対策推進地域



首都直下地震緊急対策区域



日本海溝・千島海溝地震
防災対策推進地域



※詳細については、下記ワードを検索いただき、
内閣府防災HP「地震防災対策に係る税制優遇制度」を御確認下さい。

内閣府 緊急地震速報 税制

検索



内閣府
政策統括官
(防災担当)

Cabinet Office
Director-General for Disaster Management

税制優遇の対象資産イメージ（詳細）

緊急地震速報受信装置

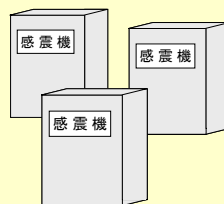


緊急地震
速報を受信

- 【受信】 気象庁発表の緊急地震速報を受信
- 【算出】 設置場所における予測震度・到達時間を算出（算出しないで気象庁発表の緊急地震速報をそのまま使うタイプもある）
- 【制御】 表示装置に情報を表示させたり、緊急遮断装置等の関連設備を作動させる

装置の仕組み等については、下記URL（気象庁HP）に紹介されています。
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/katsuyou/receiver.html>

感震装置



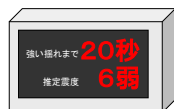
P波を
感知

- 【感知】 地震の初期微動（P波）を感知
- 【制御】 緊急遮断装置等の関連設備を作動させる

※緊急地震速報受信装置と感震装置を一体的に整備し、緊急地震速報とP波の両方の情報を用いることで、より高い精度で制御を行うことが可能。

制 御

報知装置



周囲の人達に報知

壁面等に設置し、周囲の人達に猶予時間や推定震度を知らせることにより、身構える等の行動を促す。

緊急遮断装置

危険物等の供給を遮断

受信装置（又は感震装置）からの信号を受けて、燃料等の配給管の遮断弁を作動させ、ガス・油等の危険物の流出を防止。

※ 報知装置・緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置と一体的に整備する場合、感震装置は緊急地震速報受信装置・緊急遮断装置と一体的に設置する場合に、特例措置の対象となります（報知装置のみ、緊急遮断装置のみ、感震装置のみを整備する場合は対象外です。）。

税制優遇の対象事業者（詳細）

○適用対象事業者

青色申告を行う法人又は個人事業者で、以下の要件1及び2に該当する者

（要件1）以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営していること

- ① 物品販売業を営む店舗（30人以上収容）、飲食店（30人以上収容）、病院、劇場、旅館その他**不特定多数の者が出入りする施設**
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の**危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設**
- ③ 鉄道事業その他**一般旅客運送に関する事業**
- ④ その他地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
〔南海トラフ地震対策特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業〕

⇒対象事業者の詳細については、表面記載のHPで公表されているパンフレットのp3～に記載されています。

（要件2）当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること

- ① 南海トラフ地震防災対策推進地域
- ② 首都直下地震緊急対策区域
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

⇒対象地域の詳細については、表面に記載のHPで公表されているパンフレットのp6～に記載されています。

内閣府政策統括官（防災担当）